

## 名服について（服術論）

下山田 光 平

はしがき

喪服制定の基準となるもの、即ち所謂服術については、禮記大傳に、  
服術有六。一曰親親。二曰尊尊。三曰名。四曰出入。五曰長幼。六曰從服。

と言ふ經文があり、苟も服制制定に當つて、服期の輕重長短を決定する標準となつたと思はれるものは、殆んど遺漏なく、網羅されて居ると考へられる。従つて、此の一つ一つを服制の事實と對照して詳細に検討考察して見るならば、服制制定の根本精神を知ることが出來ると同時に、かゝる服制を生み出したる支那の民族精神、——更に限定するならばその家族精神に觸れることが出來、延いては家族構成の様式を窺知し、家族生活の様相をも想見することが可能であらうと思ふ。今茲に於ては、此の服術のすべてを論ずることは不可能であるから、第三に擧げられてゐる「名」についてのみ考察してみることとする。

### 一、「名」の意味

前掲の大傳の文中「名」についての鄭玄の注には、  
名、世母叔母之屬也。

とあり、孔穎達の疏には、

名者、若伯叔母及子婦並弟婦兄嫂之屬也。

とある。而して儀禮喪服篇の傳文に、「以名服」と説かれて居るものには、世母、叔母、從母、庶母、乳母、從母昆弟がある。

かゝる場合の名とは如何なる意味のものであるかといふに同じく大傳に、

同姓、從宗合族屬。異姓、主名治際會。名著而男女有別。

と言ふ經文があり、續いて、

其夫、屬于父道者、妻皆母道也。其夫、屬乎子道者、妻皆婦道也。謂弟之妻婦者、是嫂亦可謂之母乎。名者、人治之大道也。可無慎乎。

(この文は儀禮喪服篇、大功章、夫之祖父母世父母叔父母の條下傳文に夫之昆弟何以無服とある以下に續いて記されてあるのと殆んど同一である。)

と述べられてある。これは前文に於ては、大小宗を等しくする同姓の屬親相互間に於ける和合統制の法と、此の族に來嫁したる他姓婦人とこの族人との間、及び婦人相互間に於ける統一融合の方法とを述べたものであり、後文に於ては、後者の場合の實例を擧げて説明したものと見ることが出來よう。而して同姓の統一融合の方法としては「從宗」が擧げられてあるに對し、異姓の場合には「主名」が擧げられて居る。之を前文に就いての鄭注に、

主於母與婦之名耳。……母婦之名不明、則人倫亂。

と有るに考へ合せれば、この經文に於ける名とは畢竟「名分」と熟する場合の「名」であつて、他姓來嫁者である婦人に於て、夫の族に於て、母名を有する者と婦名を有する者とは、名に應じ名の限度を越えざる能動と所動とあつて初めて婦人とその族人との間、及び婦人相互間に於ける統一融合が齎されるといふことが述べて居るのである。

服術上に言ふところの名といふのも、結局その根本義はかゝる内容のものに外ならないと思はれる。

抑々人はその身分と地位とに應じて、名が與へられ、その名は、能動者の立場に於ては、おのづから己れの爲すべき範圍と爲すべからざる限度とを示し、又所動者の立場としては、他をして己れに爲さしむべき範圍と爲さしむべからざる

る分度とを示すものである。かゝる意味から言ふならば、同姓を統一和合せしめる方法としての『從宗』とても、大小宗の宗子たる者が族人個々を純然たる個人の何某として統合するのではなく、族親間に有する族人としての身分地位例へば、昆弟之子、庶孫、世叔父、衆子等と言ふ如き名に相應する身分と地位とに在る者として統合するのであり、又服制上から言つても、族人の一人一人の服期の輕重長短を決定するには、服期をして族人としてその有する尊卑、親疏、長幼等の身分と地位とを示す稱謂、例へば父母、從父昆弟、族父母等の名に應ぜしむるを以て目標とするのであるから、特に異姓來嫁者に關する服制を規定する時に於てのみ「名」と言ふことを取立て、言ふのは、寧ろ一を知つて二を知らざる謬見なりと言はれないこともない。然るに敢て此事有るは他に何等かの理由がなければならぬ。

惟ふに、支那の家族制度に於ては、一般に異姓同姓が峻別され、男女の名分が極めて嚴格に區別されると言ふことがある、従つて他姓來嫁者に對しては、特に「名」と言ふことが喧しく言はれることとなり、それが服制制定に當つて一つの重要な基準として取擧げられ、名によつて服の有無輕重を嚴重に區別する様考へられた譯なのであらう。以下名服の事實に就いて考察を進めることとする。

## 二、名服の分類

喪服傳文中に名服として説かれて居るものは、

世母、叔母、從母、庶母、乳母、從母昆弟。

の六であることは前に述べたが、これ以外に鄭玄、孔穎達の注疏（疏は禮記大傳の疏）に擧げられて居るのは、子婦、弟婦、兄嫂である。此等の中、第一類、異姓來嫁者の範疇に入るものは世母、叔母、庶母、子婦、兄嫂であり、第二類、外親に當る者は從母、從母昆弟であり、第三類、乳母は又特殊の範疇に屬するもの、様である。上來述べ来たところによつて考ふるに、名服の原義によつて服關係の生ずべきは第一類の屬親であるべき筈であり、而してこれのみに止る筈なく、第二類はその稱謂の發生に溯れば、或は同じく名服の原義によつて服關係が生じたかと考へられるのであるが、服制の

成立當時に於ては、既にこの二種の屬親が外親たるに相違はないのであるから、その服關係の發生は、原義より一段の發展を遂げたるものと言ふべきであり、第三類のは、更に第二段の發展をした上のものとみることが出來よう。

### 三、第一類に屬するもの

異姓來嫁者として擧ぐべきは妻、母、祖母、曾祖母、高祖母、世叔母、從祖母、從祖々母、族母、族祖母、族曾祖母、婦、子婦、孫婦、曾孫婦、玄孫婦、昆弟之子婦、昆弟之孫婦、昆弟之曾孫婦、從父昆弟之子婦、從父昆弟之孫婦、從祖昆弟之子婦、妾、(來嫁者といふべき者ではないが他姓の女にして來つて己れの族に入りたる者である。)であつて、他の屬親との間に服關係の發生する原因となる『名』といふのは母、婦であるから、妾は妻といふ名と地位とを以てする限りは、その名は夫と言ふ名に對し、又その身分と地位とは夫といふ身分と地位とを有する者にのみ對し對される譯である故、名服の範疇には入らず、それが婦といふ名と地位、母といふ名と地位とを以て他に對し對される場合初めて名服の範疇に入ることとなる。同様に妾とても妾、父妾としての名と地位とに於ては妾たる名に於て對する男君との間に於てのみ服制が發生するに過ぎず、それが或は庶母或は慈母と言ふ名を有するに至つて初めて他の屬親との間に服制が發生するのである。

### 四、母婦の服制概説

前掲の大傳の文にある如く、妾は夫に統べられ、夫に從屬するものであるから、夫黨に於ける妻の排行は夫のそれに從ひ、夫が父の排行(父道)に屬するならば、妾は母の排行に屬し、夫が子の排行に屬するならば、妾は婦の排行に屬するのである。例へば、己れの父の昆弟は己れから見て父行に當るから、(即ち叔伯父)その者の妻として來嫁したる者は、己れから見て母行に當るし、(即ち叔伯母)又己れの昆弟の子は、己れから見て子行に當るから、その者の妻として來嫁したる者は己れから見て婦行に當るわけである。(即ち昆弟の子婦)

故に異姓來嫁者にして母名を有する者は、己れの母と同排行に當る者には世叔母、從祖母、族母があり、己れの祖母と同排行なるものには從祖祖母、族祖母があり、曾祖母と同排行には族曾祖母がある。此等に對する服は、母に對して

の服を父とのそれと差別する以外には、母名あるものに對しては皆その夫と相並びたる同一のものである。之を表示すれば次の如くである。

稱謂、服期、 會祖母……三 <small>衰</small> 月齊	稱謂、服期、 祖母……期齊 衰	稱謂、服期、 母…… 父在齊衰三年 父没齊衰三年
旅會祖母……三 <small>思</small> 月麻	從祖々母……五 <small>小</small> 月功	世叔母……期齊 衰
族祖母……三 <small>總</small> 月麻	族祖母……三 <small>總</small> 月麻	從祖母……五 <small>小</small> 月功
	族母……三 <small>總</small> 月麻	族母……三 <small>總</small> 月麻

次に子婦と同排行に在る者には昆弟之子婦、從父昆弟之子婦、從祖昆弟之子婦があり、孫婦と同排行の者には昆弟之孫婦、從父昆弟之孫婦があり、會孫婦と同排行の者には昆弟之會孫婦があるわけである。而して婦に對する服はその配遇者への服に比し、直系卑屬ならば二等を降し、旁系卑屬の場合は一等を降すを以て原則とする。故に適婦へは大功九月（適長子へは三年）、庶婦へは小功五月（庶子へは期）孫婦へは總麻三月（孫婦は適庶を分たず、孫は適孫と庶孫とを區別）である。此等は經文に明記されてゐるが、當然有服なるべくして經文に見えてゐないのは、昆弟之子婦（大功九月）從父昆弟之子婦（總麻三月）昆弟之孫婦（總麻三月）である。

昆弟之子婦を大功九月と想定したのであるが、之については異説もある。けれども次の方苞の説の如き考方によれば大功九月を以て當然とする。

婦人爲庶婦小功、而夫之兄弟之子婦大功何也。報服也。姑之於婦、則不可以言報、夫之兄弟之子婦服、不見經何也、以婦服夫之世母叔母大功、知其報也、何以知其報也、旁親之相爲服、無尊卑皆報。

(儀禮正義卷二四所引)

母名に對しては、族母、族祖母の疏遠に至る迄有服なるにも拘らず、婦名に對しては、服術上、僅かに、直系に於ては子婦、孫婦、旁系に於ては昆弟之子婦、從父昆弟之子婦、昆弟之孫婦(經文には明記されてゐないが當然有服なるべきものとして)に對して有服なるに過ぎない。

以上に述べた事は、同一人にして婦名を有する時と母名と有する時とによつて、その立場に甚だしい差異の有ることを表はすもので、今暫く同一人の場合として考察して見ると次の如きこととなる。

### 五、婦 名

己れが長子の妻、即ち適婦たる立場に在る時は、夫の父母、即ち舅姑より大功九月を服される關係にある。この大功九月といふのは、適長子たる夫に對し、夫の父母が服する三年の服よりは二等を降したものである。己れが適長子以外の子の婦、即ち庶婦であつた場合は、舅姑より小功を服され、己れの夫は齊衰不杖期を服される。やはり夫に對する服に比すると、二等を降した服である。かゝる舅姑に對し、己れは如何なる服を服するかと言ふに、適婦たると庶婦たるとを問はず、何れも齊衰不杖期を服するのである。一方本生の父母に對しては齊衰不杖期を服し、先方よりは大功九月を服される。故に己れは夫の父母と本生の父母との双方に對し等しく齊衰不杖期を服するにも拘らず、己れが夫の父母より服せられる服と、本生の父母よりのそれとに相違があり、適婦の場合は双方より同一の服を服され、庶婦の場合は舅姑よりの服が本生の父母よりの服に比し一等だけ低い。夫の祖父母に對する關係は適孫姑としても庶孫姑としても大功九月を服し、己れは總麻三月を服される。本生の祖父母に對しては降服せず、齊衰三月を服し、己れは在室時に比して一等を降した小功五月を服される。故に己れが祖舅姑へ服する服は、本生の祖父母へのそれよりも軽く、祖舅姑よりの服も本生の祖父母に比して輕服である。夫の曾祖父母と對しては小功五月を服し、己れは服せられない。本生の曾祖父母には降服せず、齊衰三月を服し、己れは服せられない。従つて己よりは曾祖舅姑に薄く、本生の曾祖父母に厚く、先

方からは同一の取扱ひを受けるわけである。

次に夫の旁親で、已れを姑と呼び得る排行に在る屬親、即ち世叔父母、從祖父母、族父母(以上夫の父行に當る)、從祖父母、族祖父母(以上夫の祖行に當る)、族曾祖父母(夫の曾祖行に當る)に對する關係は、先方に對し夫の服するよりも一等を降して服し、已れは同服を以て報いられる。従つて總麻親なる族曾祖父母、族祖父母、族父母とは服關係がないわけである。本宗に於ける右の屬親との關係は、在室時より一等を降したる服を服し合ふのであるから、夫黨に對しての服關係と同様無服である。夫の外祖父母との關係は、夫が小功五月なるに従つて、已れは總麻を服し、先方よりは同じく總麻を以て報いられる。本宗に對する場合も同様である。

以上を要約すると、姑としての名と地位とに於ては第一、夫の黨の直系尊屬に對し、已れは夫が服するに比し一等を降したる服を服し、(これは已れが在室の時本宗の直系尊屬に服する服に比し一等を降したる服である。)先方からは、夫が報いられる服よりも二等を降したる服を以て報いられる。(これは已れ在室の時本宗のそれより服せらるゝものに比し二等を降したる服である。)第二、已れの本宗に對する關係は、直系尊屬に對しては降さず、已れは一等を降して報いられる。(何れも已れ在室の時この服を基準とする。)第三、夫の旁系尊屬に對しは、夫に比し一等を降して服し、已れは同服を以て報いられる。本宗の旁系尊屬に對しても同様である。第四、夫の外祖父母、即ち已れよりみて外祖舅姑に當る者に對しては、夫に比し一等を降して服し、且同服を以て報いられる。本宗の外祖父母に對しても同様である。

此等の服制によつて窺ひ知られることは、第一に、姑としての名と地位とを以てしては、夫と同一の地位に相並んで、夫の直系並に旁系の尊屬及外親に對することが出來ないと言ふことである。何とならば已れがこれらの屬親に對して夫よりも一等を降して服すると共に、已れは直系尊屬よりは二等を降され、旁系尊屬及外親よりは已れのなしたると同じく降服を以て報いられるといふことは、能動者としても所動者としても、婦の地位が夫と並び得ないと言ふことを表はすわけだからである。而してこのことは婦としての名に於ては夫に比し夫黨に於て占める地位の低いこと、夫族の

族人として内外尊屬より認められることの軽いことを示す。従つて婦としての名に於ての限り妻者齊也と言ふ如きことは認められないわけである。第二に、上とは反對に、本宗に對しては、直系尊屬に降さず、己れはそれより一等を降されるのみであるから、寧ろ夫黨に於けるよりも厚く重い關係と地位とを保有することゝなつて居ることが分る。(本生母に三年を服せず服を服するのは夫といふ、新たに天とするところが)而してこのことは本宗との間に於ける之等の服制のみならず、例へば本生の昆弟に對しては出嫁のため二等を降して大功九月を服する規定であるが、若し適昆弟が父の後を繼ぐべき身分となつて没したる時は之を降さずに親服の齊衰不杖期を服する定めである如きことなども、明かに己れと本宗との連繫の強く且深いことを表はして居る。茲に於てか我々は、

女子雖適人、字猶繫姓、明不得與父兄異族其子則然。(駁五經異義)  
 とか

女子以姓配字、明不忘本。(穀梁傳隱公元年范寧注)

とかと言ふ語が思ひ出される。

第一に於ては、婦が夫と並び得ないと言ふことを言つたのであるが、第三に、己れと夫黨の直系尊屬との間の服關係は己れと本生の直系尊屬との服關係に比して軽く薄いといふこと及び、旁系尊屬、外親に對する關係は本宗のと夫黨のと相等しく、來嫁して夫族の人となつたことによつて夫黨に厚くし本宗に薄くすることがないと言ふこと、の二つは、婦たる者が婦といふ名と地位とに在る限りに於ては、夫黨の族人としてよりも、寧ろ本宗の族人として、より深い連繫を保ちより重い關係に在ると言ふこと、つまり第二に於て述べたことを更に、明示することゝなる。されば我々は婦人以夫家爲内とか、女子外成とか、又は、

婦人之義、嫁曰歸、(穀梁傳成公五年)

婦人謂嫁曰歸。(公羊傳隱公二年)

(注、婦人生以父母爲家、嫁以夫爲家、故謂嫁曰歸。)

とか言ふ語が、少くとも喪服制上、婦たるの名を有する



限りに於ての婦人が、夫家に在りて保有する地位を、忠實に言ひ表はしてゐると言ふことは出来ないと思はれる。然らばかゝる服制の生じた原因如何。

その一は、支那家族制上、父権的父子制に基く男親尊重の親族觀念が強くそれが相續の様式にあらはれ延いて服制上にも現はれたと考へられることである。支那の家は一言にして言へば祖先の祭祀を中心として縦に存續し、その祭祀に主たる家長を首長として横に形成せられたる集團なりと言ふことが出来ようと思ふ。故にその相續の様式は祭祀相續であり相續の主體は傳重者である。従つて一家一宗族内の主尊たる地位は祖先の正體にして傳重者たる者又は正體ならずとも傳重者たる者の上に存する。而して祖先の正體にして傳重者たる者は所謂適々相承なるを以て父適の適長子であり正體たらずして傳重者たる者は傳重者たりし男親の血族親たる庶子、適孫、庶孫か又は同宗内の庶子(適用第二以下の子、小宗は養子のことなし)である。何れにしても一家の至尊たる者又は至尊たりうる者は男親に限られてゐる。

爲長子斬衰傳重也。體而不正原祥庶子爲後 正而不體嫡孫爲後 傳重非正體庶孫爲後 正體非傳重嫡子有廢疾不立 皆不服斬也。

(吳卓信、約喪禮經傳)

依つて女子は如何に傳重者たるものの血族なりとも異姓の家に出嫁すべき者であるから、父族に於ける地位は微賤たらしざるを得ず、又傳重者たる者の適妻は如何に夫と共に祭祀に預る身分にありと雖も、傳重者の地位と相並ぶことは出来ない。これ家族生活上女子と婦名を有するものゝ卑賤とせらるゝ一因であり、又服制上婦たる者がその尊、夫と並び得ない一因でもある。

その二は、内外嚴別、同姓尊重、異姓輕視の精神の存在するといふことである。相續の様式が祭祀相續であつても、家名相續であつても、兎に角、家族制度上、家の縦の連繋存續を重視する以上、そこに氏姓を尊び、血脈を重んずる精神の生ずるは必然であり、又これらの精神は、己れの同姓を異姓と嚴別して之を尊重し、他を輕視する觀念となつて現はるべきことも亦必然である。されば夫黨の者は親族に來嫁したる異姓の女子子を親族と見なさざる如き服を以て遇

し、一方來嫁したる者は、婦といふ名と地位とを以て對する夫黨の屬親に對するよりも、女子子といふ名と地位とを以て對する本宗との連繫を深く保ち、父の姓を捨てないといふことは當然のことであらう。

## 六、母 名

次に母といふ名と地位とに在る場合は如何。先づ所動者の立場に於ての母を考へてみよう。

母とは子行に在る者に對する名であり、父といふ名と相並ぶ稱謂である。子にとつての母は、父との間に男女、上下、尊卑の差別を爲すを欲せざる至親であり、至尊であり、愛敬の最高の對象である。併し、「家無二尊」の禮の理念によつて自然の心情に變理を加へる時、初めて父を至尊とし、母を次尊（私尊）とする差別觀が発生する。故に父の没後は父と等しく三年の重服を服する母に對し、父在る時は父の尊を憚つて一等を降して齊衰杖期を服するのである。これが子の母に對する場合の服制であるが直接母子の關係ではなく、母行と子行との場合、母名に對しての場合、此と相違が生ずる。子行に在る者は母行に在る者をその配遇者たるものと同じの關係に於て相接する。たとへば世叔母に對しては世叔父と差別をせず、兩者に對し等しく至親への服であるところの齊衰不杖期を服する如き之である。母と同排行なる從祖母、族母、祖母と同排行なる從祖々母、族祖母、曾祖母と同排行なる族曾祖母等何れもその配遇者と同じの服關係に在るのである。

能動者の立場に於ては、先づ父母として、次なる「父」と相並んで子に對する場合、適長子に對してのみは已れが適長子より服せられる服以上のものを服せざる關係上、父がそれに對して服する斬衰三年は服せず、齊衰三年を服するのであるから、此の場合のみは父母各々その服を異にすると言ふべきであるが、それ以外の場合には、祖母としても從祖母としても族母としても、服者として夫と相並んで些かも差異がない。例へば庶子庶婦に對する場合、夫は夫々齊衰不杖期、小功五月であるが、妻自身も亦全く夫と同一服を服する如き、また孫、曾孫、昆弟之子、從祖昆弟之子等に對し、何れも夫と相並んで同一の服關係に在る如き之である。外親としても服者被服者として夫と同一の立場に在る。

以上に述べたる如く母行に在る者、母名を有する立場に在る者を親しみ尊ぶと共に、その配遇者と同等の立場に於て對し對される服制は如何に解釋さるゝか。

先づ母行に在る者、母名を有する者を尊び親しむといふのは第一に服制上一般に尊屬に對する關係を重んずるに對し卑屬に對する關係を甚だしく輕んずる精神の存在することに原因すると言はねばならぬ。尊屬に對して上殺する程度に比し、卑屬に對して下殺する程度が甚しいといふことがあり、又四世總麻親の範圍内に在る者にして尊屬に屬する族人に對しては、經文に漏らすところなく明記されて居るが、卑屬に屬する者に對しては、それが遺漏とみるべきか、省略と見るべきか、無服とみるべきか、遽かに斷じ得ないが、兎に角明記されてゐないといふこともある。昆弟の曾孫、從父昆弟の孫などがそれである。此の尊屬と卑屬とに對する差別觀は、儒教道德の特殊性に胚胎するとも言ふべきかも知れない。即ち支那に於ては、人倫關係に於て、上より下への關係及び横の關係に比して、下より上への關係を重視する。儒教に於ける政治思想に於ては、被治者の治者に對する道に比して、治者の被治者に對する道を説くことが極めて多いのであるが、道德上に於ては、本來ならば上下左右相互間に對等の關係に於て其の守るべき正道を説かるべきであるにも拘らず、上位者に對する下位者の道德、尊者に對する卑者の道德、命令者に對する被命令者の道德として説かれることが甚だ多い。之を家庭生活上に見るならば、父子長幼等の關係に於て、盛に説かれ嚴格に求められるものは、親の子に對する道德ではなくて、子の親に對するそれであり、長者の幼者に對する道ではなくて、幼者の長者に對するそれである。此の道德上、尊卑長幼の間に於ける片務的傾向、即ち上位者尊者長者を優位におき、下位者卑者幼者に求むることの甚だ多き精神、下位者卑者幼者に特有なる道德的義務を措定して、彼等をして上位者尊者長者に對せしめんとする精神が、表服制の上にも表はされて、尊屬に甚だしく厚く、卑屬に薄く、尊屬に甚だしく重く、卑者に輕い服制となつたのであらうと思はれるのであるが、母婦の場合も、その例に漏れず、婦行に在る者を疏にして且薄くするに反し、母行に在る者を跋行的に親しみ且厚くすることとなつたのであらう。

第二に、直系親の場合に於て、尊屬が婦名を有する者に對する關係は單に表面的に考へれば、宗族の一人が異姓來嫁者に對する關係に外ならず、其の間に骨肉の親近さが絶無なるに反し、卑屬親が母名を有する者に對する關係は、宗族の一人が同宗族内の尊屬親に對する關係であつて、その間には骨肉の連繫が存在すると考へられるのである。(この考への中には眞實も含まれてゐるが簡單にばかりは考へられない點もある。これについては後に述べる。)故に同姓尊重異姓輕視の親族觀念はこゝにも働いて、婦名輕視に對する母名尊重の服制が必然的に現はれた譯である。この直系親に於ける場合の差別觀がそのまま、旁系親の場合に延長せられて、前者に對する服制を基としてそれに類化せられたところの後者の服制が成立したと見られるのである。

次に服制上、直系旁系何れに於ても、母行に在り母名を有する者が、能動者としても所動者としても、其の配遇者と同等の立場に相並んで屬親に對し對されることが出来るといふのは如何なる理由によるか。

若し家族制度上、父權的父子制でなく、男親女親に差等をつけず、同姓異姓を甚だしく差別せず、婦行に在り婦名を有する者を降殺卑下することがないならば、かゝる服制の存在することは、寧ろ當然といふべきである。何となれば、たとへば直系親に於ては、各世代の夫と婦とは、それを父祖とせる血族に對し甲乙の差別なく一體としてその基本をなすものであるから、その血族からみてこの夫と婦との間には血脈的親族的に親疏尊卑遠近の等差はない筈だからである。實例を言へば、己れより見て祖父と祖母とは、曾祖父母を承けて我父をして我父たらしめた基本であつて夫婦一體をなし、その間に血脈的親族的に甲乙の差等がなく、又、父母は祖父母を承けて我をして我たらしめた基本であるから、その間に血脈的親族的に言つて輕重尊卑遠近の差別がない。つまり曾祖父母、祖父母、父母何れも、自分からみる時、配遇者相互間に甲乙の等差がなく、一體として我をして我たらしめた基本をなすものであるから、母行に在り母名を有するものは、其の配遇者たる夫と相並んで我に對し對され、又他の屬親に對し對される事が出来るのは當然のことなのである。

又旁考親に於てもこのことは同様であつて、己れと、或旁系親とが親族關係を有するに至りたるは、その上位にある父祖たる各世代の夫婦が、一體としてその基本をなしたが爲に外ならぬのであるから、それら夫婦は己れよりみて一體の親族として甲乙の等差のないものである。たとへば我が曾祖父母の昆弟の曾孫に當る屬親は、族昆弟といふ名を以て己れと相互に血族關係に在る者であるが、族昆弟をして族昆弟たらしめたのは、己れの血族たる族父と異姓來嫁者なる族母とが、一體の夫婦としてその基本をなしたが爲であるから、族昆弟を親族として認める以上は、その基本たる族父(これは己れの血族)と族母(これは己れと血族關係なき異姓)とを尊卑親疏遠近の差等なき一體の親族として認めざるべからず、同様にして、その上位に存る屬親たる族祖父母族曾祖父母は、何れも己れからみて甲乙の差等なく、一體として族昆弟をして族昆弟たらしめた基本をなした者であるから、母行に在り母名を有するものは、その配遇者たる夫と相並んで己れに對し對され又他の屬親に對し對されることの出来るのは亦當然のことである。

然るに支那に於ては父權的父系制であり、男親女親に等差を附し、同姓異姓を甚だしく差別し、婦行に在り婦名を有する者を降殺卑下すること、——例へば、子婦をその配遇者なる己れの子に比して降殺するといふことがあるのであるから、この親族觀を以て親族關係一般を律するならば、當然母行に在り母名を有する者と雖も、之をその配遇者に比して降殺すべきで、今これを降殺せず、一體の親として差別なく取扱ふといふのは一つの問題たるを失はぬのである。

何となれば、若し前述の母行に在り母名を有する者をその配遇者と甲乙なき一體の親族として待遇するといふ原則に従ふとすれば、婦と雖も之をその配遇者と一體たる無差別の親として取扱はなければならない筈である。即ち己れの子等夫婦は、己れらの夫婦にとつて孫行以下に當るところの血族に對して、一體として甲乙の差等なき基本たるの地位を有するものであるから、既に己れらが孫行以下の血族を親族とし、之に一體たるの基本として臨む以上は、孫行以下の基本をなすところの子等夫婦も、己れら夫婦からみて、甲乙の差等なき一體の親族たるべき地位に在る筈である。たとへば、己れら夫婦は、子等夫婦を通して孫を己れの血族として對するのであるから、孫を血族とする限りに於て、孫を

して孫たらしめた基本なるところの子等夫婦を一體無差別の親族として取扱はなければならないのは當然のことであらうと思ふのである。(もとより前述の通り、父権的父子制でなく、男親女親を差別せず、同姓異姓を厳別せず、婦行に在り婦名を有する者を降殺することがなすれば、である。)

このことは旁考卑屬の場合も同様である。例へば父の昆弟の曾孫は、従父昆弟の孫といふ名を以て己れと相互に親族關係に在る者であるが、従父昆弟の孫をして従父昆弟の孫たらしめたのは、己れの血族たる従父昆弟の子と、異姓來嫁者にしてその配たる従父昆弟の子婦とが一體の夫婦としてその基本をなしたためであるから、従父昆弟の孫を親族(血族)としてみとめる以上は、その基本をなすところの従父昆弟の子と従父昆弟の子婦とを一體無差別の親として認めなければならない筈である。

然るに既に之等の姑をその配遮者と一體無差別の親として取扱はない以上は、母行に在り母名を有する者も、(殊に旁系親に於て)無左別一體の親として取扱はざるべきであるのに、今此れを無差別一體の親として取扱ふといふのであるから、その理由について考察してみなければならぬと思ふのである。

惟ふに、かゝる服制の存在することは、前述の上位者尊者長者を尊重する精神の存在することによると共に、支那に於ては、古來、孝を以て百行の基とし、道德の源泉、人道の大宗とする精神の存在するといふことを考慮の外に置いては解明することが出来ない問題であらうと思ふ。孝は、子の親に對する自然的本能的なる愛慕戀着の情に芽生え、感謝報恩の心に育くまれる心情であるから、孝を徳行の王座に置く精神こそは、父母を一體の尊者とし無差別の至親とする精神である。然るに服制上、父を至尊とし、母を次尊とするのは、親への自然的愛着の心に、禮の變理を加へた結果であると言つてよからうと思ふ。されば「家無二尊」なる禮の理念によつて加降降殺を要するところの父母以外の父行母行に在る屬親に對しては、右に述べた如き精神を延長して、兩者を一體の屬親として尊重することは、情理の共に認容するところであらねばならぬ。これ母名を有する者が、その配と相並んで、屬親より同等に遇せられる理由であらう。

### 七、兄公と弟妻及び夫弟と兄嫂

母姑の場合の服制は、他姓來嫁者に對し、「名」の基準によつて服期を加減したものであるが、次に述べる兄公（夫の兄）と弟妻、夫弟と兄嫂の場合のは、「名」の基準に依つて服關係を全く無くして了つたところの服制と見ることが出来る。この無服なる服制の説明としては、前掲の大傳の文と殆んど同一の文が、大功章の傳文に擧げられて居る。

夫之昆弟、何以無服也。其夫、屬乎父道者、妻皆母道也。其夫、屬乎子道者、妻皆婦道也。謂弟妻婦者、是嫂亦可謂之母乎。故、名者、人之大治也。可無愼乎。

傳文には、嫂叔の無服なるを主として説かれてゐるが、實際に於て、兄公弟妻も無服なのであるから、此傳文は兄公と弟妻との間の無服をも合せ解明せるものと考へてよいと思ふ。以下の論は、嫂叔を取扱ふことによつて、併せて兄公弟妻も説くものと解せたい。

此傳文の其夫屬乎父道より以下、是嫂亦可謂之母乎。に至る迄の説明に就いては、諸説があるが、次の如きを以て正解とすべきであらう。

一、弟妻不可謂之姑、猶兄妻不可謂之母。以紊昭穆也。故云謂弟之妻婦者、是嫂亦可謂之爲母乎。言皆不可也。

（陳澧、禮記集說）

二、案傳意、本謂弟妻不得爲姑、兄妻不得爲母。故反言以詰之曰、若謂弟妻爲姑、則是兄妻亦可謂之母矣。而可乎。言

其不可爾。非謂卑遠弟妻而正謂之姑也。注疏皆誤。 （朱子、儀禮正義二三所引）

三、弟妻不可謂之姑、兄妻不可謂之母。此皆明夫昆弟無服之義。 （吳廷華、儀禮章句）

即ち妻の夫黨に於ける排行は、すべて夫のそれに従ふものであるから、夫自身が父行に立つ者として對すべき屬親がある場合は、妻は母行に立つ者としてその屬親に對するし、又夫が子行に立つ者の立場を以て對すべき屬親がある場合は、妻は婦行に在る者としてその屬親に對するのが原則である。故に兄からみて弟は排行を同うし、子行に屬しない

屬親であるから、兄が弟の妻に對する時は、之を婦行に屬する屬親として對することは出來ず、（兄公↓弟妻）、弟からみて兄は同排行であつて父行に屬しない屬親であるから、弟が兄の妻に對する時は、之を母行に在る屬親として對することが出來ない。（夫弟↓兄嫂）。又兄からみて弟は子行に屬しない者であるから、兄の妻からみて夫の弟は子行に屬せず（兄嫂↓夫弟）、弟からみて兄は父行に屬しない者であるから、弟の妻からみて夫の兄は父行に屬しない。（弟妻↓兄公）。以上によつて、兄から弟妻を婦といふ名で呼び得ないと同様に、弟から兄嫂を母といふ名で呼ぶことが出來ないのは明かである。勿論兄からみて弟妻は妹にも當らず、弟妻からみて兄公は兄にも當らない。同様に弟からみて兄嫂は姉でもなく、又兄嫂からみて夫弟は弟ではない。つまり其夫屬乎父道者より以下、是嫂亦可謂之母乎に至る迄の傳文は、兄公と弟妻、夫弟と兄嫂との間には全く屬續のないことを言ひ表はしたものである。

然らば夫之昆弟何以無服也より、可無愼乎に至る迄、即ち傳文全體の場合如何に解すべきであるか。これについては次の如き説明を以て正を得たものとすべきであらう。

一、釋夫之昆弟之何以無服意。謂弟妻不可謂婦、猶兄嫂不可謂母。兄弟之妻、於母、於婦、皆無所屬。是以不爲制服以遠。今人皆謂弟妻爲婦、則當爲制婦之服同于子婦。豈兄妻亦可爲制母之服而同於伯叔母乎。是皆不可也。……傳意似謂兄之妻尊之而爲嫂、弟之妻但當爲弟之妻不可謂之婦、猶兄弟之子但當謂兄之子弟之子不可謂之姪也。譏時人稱弟婦亂名實之失也。  
（江水、禮記訓義擇言）

二、嫂不可謂母。故不得以服夫之昆弟之子者服其弟。弟妻不可謂婦。故不得以服夫之世叔父者服其兄。此正答昆弟之妻不服夫之昆弟之義。  
（沈彤、儀禮小疏）

三、昆弟之妻、本非母婦之行。不可服以母婦之服。又不得以妻道屬其昆弟之妻。故昆弟之妻與夫之昆弟不相爲服。

（李如圭 儀禮集釋）

即ち兄妻は弟にとつて母道に屬せず、弟妻は兄にとつて婦道に屬せず、又兄妻は弟よりみて妻にもあらず姉にも非



す、弟妻は兄よりみて妻にも非ず、妹にも非ず、夫夫屬するところがないので、その間に服關係がないと言ふのが傳文の意味なりとするのである。

「傳文は嫂と叔、兄公と弟妻との無服なるを右の如く解明する」と見る見方は、此の無服なるを、有服なるべき名存しないことに原因すると解する立場を採るものであるが、これと異つに立場よりこの無服なる關係を説かうとする者がある。檀弓上に

喪服兄弟之子猶子也、蓋引而進之也。嫂叔之無服也、蓋推而遠之也。

とある如きそれである。孔穎達の疏には、

昆弟相爲服期。其妻應降一等服大功。今乃使之無服、是推使疏而斥遠之也。

とある。この無服なるは兩者の關係を疏遠ならしめる爲であると解するのである。何故疏遠ならしめるかといへば、顧炎武が、

記曰、嫂叔之無服也、蓋推而遠之也。夫、外親之同襲、猶總、而獨兄弟之妻、不爲制服者、以其分親而年相亞。故

聖人嫌之。嫌之之故遠之而大爲之坊。

と言ひ、官獻璋が

在禮「嫂叔不通問」

筆者注括弧内曲禮之文

其亡也「嫂不撫叔、叔不撫嫂」

筆者注括弧内雜記下

故記曰推而遠之也。是則制禮者、坊世之深意也。

也。

(儀禮正義二三所引)

右の文中にある雜記の文の下、鄭注、遠別也。

吳澄曰嫂之於叔、叔之於嫂、生不通問、死不制服、皆遠之也、故于大斂之後不撫其尸

(續禮記集說所載)

姜兆錫曰撫者死而撫其尸也、叔嫂則遠嫌矣

(全 右)

と述べ、胡培聲が、

……然、禮之坊、多在嫂叔者、以其分尤親。故尤致別嫌之意。

(儀禮正義卷二三)

と説いて居る様に、倫を亂し、淫に陥るのを防ぐためといふ意見である。之らに對し、程子は次の如く反對して居る。

推而遠之、此說不是。古之所以無服者、只爲無屬。今上有父有母、下有子有婦。叔父伯父之屬也。故叔母伯母之服、與叔父伯父同。兄弟之子、子之屬也。故兄弟之子之婦服、與兄弟之子同。若兄弟則己之屬也。難以妻道屬其嫂。此古者所以無服以義理推不行也……叔與嫂何嫌之有……

(儀禮正義卷二三所引)

程子の考は、嫂叔の間に『嫌之之故、遠之而大爲之坊』と言ふ様な惧れがある筈なく、従つてその爲、兩者の間に服關係がないのではなく、只兩者の間に服の生すべき屬縁が存在しないからだといふのである。併し之に對し沈彤は次の如く述べてその説に反對して居る。

按、程子云、禮記推而遠之、此說不是。叔與嫂且遠嫌、叔與嫂何嫌之有。此程子自道其意。若先王之服術、通徹上下不專爲中人以上制也。顧寧人曰「嫂叔分親而年相亞。故聖人嫌之。嫌之之故遠之而大爲之坊」斯得其指矣。(儀禮小疏)彼の意見は、

「服制は上下を通ずる制度であつて、亂倫を防ぐ必要のない階級の者のみを日當としたものではない。だからその制定に當つては、凡人の常情を考慮に入れたものと見なければならぬ。世上、此等の屬親間に、人倫を亂る事實は其例に乏しくない。従つて之が防をなす必要あり、その一つの手段として、服制上にその當爲の要求を具現せしめたのである。故に無服なるは男女の別を亂し、嫂叔の倫を超えることを防ぐ意味を以て制定されたものと解すべきである」と言ふものゝ様である。

惟ふに、無服の原因として屬縁のないといふことをあげるのは、確かに有力なる説明であるには相違ない。併しこの一方のみを採ることは別嫌の一方のみを採るのと同様誤りであらうと思ふ。此の兩方を採つて以てこの服制が成立した

とみるのが、實は名服の眞意に徹した考方ではあるまいか。されば顧炎武は

謂弟之妻謂婦者、是嫂亦謂之母乎。蓋言兄弟之妻不可以母子爲比。以名言之既有所闕而不通、以分言之又有所嫌而不可以不遠。記曰嫂叔之無服也蓋推而遠之也。夫外親之同爨猶總(筆者注檀弓上)而獨兄弟之妻不爲服、以其分親而年相亞。故聖人嫌之。嫌之、故遠之、而大爲之坊。不獨以其名也。……存其恩於婦、而斷其義於兄弟。夫聖人之

所以處此者精矣。(日知錄卷五)

と述べて兩説を取り、胡培聲もかゝる説に賛して、

今案程子論無服之義、極精、而推遠之義、諸家發明亦詳。記說未可偏廢。(儀禮正義卷二二)  
と言つて居る。

即ち何故無服なることの原因を屬續がないといふ一事のみに限ることが出来ないかと言ふに、假令が存しなくとも、同爨總(檀弓上)といふ言葉のある様に、單に同居することによつて總麻三月の親を生ずるといふこともあるのであり、又屬續はないのであるが、同室同居の故を以て妻は夫が無服であるところの夫の従父昆弟の妻に總麻三月を服し又夫の昆弟の妻に小功五月を服するといふこともあるからである。それは總麻章に、

夫之従父昆弟之妻。

と言ふ條文があり、その傳文には、

何以總也。以爲相與同室、則生總之親焉。

と説明されて居り、又小功五月章には、

婦、

といふ條文があり、傳文に

何以小功也。以爲相與居室中、則生小功之親焉。

と説かれてゐる。

同室同居によつて服期に輕重の差のあるのは總麻章鄭注に同室者不如居室之親也とあり、貢疏に、言同室者直是同舍未必安坐、言居者、非直舍同又是安坐と説明されて居るが、同室と居室とは同居の仕方に差異があり、従つてそれによつて生ずる親疏の程度に相違があるのであらう。胡培登は、

蓋、同室者、乃大功同門共財之親、居室者則期之親、朝夕與居者也。故彼小功而此則總也。(儀禮正義、卷二四)と言つてゐる。方苞は、

古者、大功同財而異宮。期之兄弟、未有異居者。以出寢視膳佐饔、群子婦所同也。故姊妹婦曰相與居於室中、夫之從父兄弟之妻、都宮則同、而所居、分南北東西。故曰相與同室。(前全)

と説く。

從父昆弟の間に於ては、夫同志は所謂同堂兄弟であり、大功同室共財の親であるから大功九月を服し合ふ關係に在るのであるが、互の妻に對しては服關係がない。だから夫黨に對しての服は、夫に従服する立場に在る妻も、賈疏にいへる如く『本路人、夫又不服之』といふ關係なる故、その妻に對し無服であつて然るべきであるのだが、同室の故を以て總麻三月を服するのである。又親昆弟間に於ても、夫同志は、親昆弟は、期親であるから、齊衰不杖期を服し合ふ關係に在るが、互の妻に對しては服關係がない。故に夫に従服すべき妻も、本路人夫又不服なる姉姪に對し無服であつて然るべきであるが、同居の故を以て小功を服するのである。

もともと妻は異姓にして來嫁して夫族の人となつた者であり、夫に従屬する者であるから、夫に従つて服する場合、第一に、被服者が夫に對して有する骨肉關係の厚薄を商量し、第二に、それが夫黨に於て有する身分と地位との如何を考へて服すべきであらう。さうすれば夫の昆弟夫婦に對する際、眞先に服關係の及ぶべきは夫の昆弟に對してであるべきで、その妻に對しては寧ろその夫に對するよりも輕服であるか、又は無服であつて然るべき筈である。而も事實に於

ではこの反對なのであるから、夫の昆弟に對して無服なるを「名」の無きため、又は遠別の爲と解する限りに於て、此の有服なるを同居同室の爲と言ふべきは當然なりと言はねばならぬ。かゝることを教繼公は次の如く述べてゐる。

婦人、於夫之昆弟、以遠嫌無服。假令從服、亦可以及於其昆弟之身、不可以復及其妻也。然則娣姒婦無相爲無服之

義而禮有之者、則以居室相親不可無服故爾。(儀禮集說卷十一)

右に述べしが如くすでに妻同志に於ては屬續なくとも同室同居の故を以て服し合ふのであるから、夫たる者も、昆弟の妻と同室同居の故を以て互に服關係あつて然るべきである。然るに無服であるのだから、單に屬續がないといふといふことのみを以てその原因とすることは出来ない。茲に於て擧げられるのが推遠、別嫌なのである。

こゝで我々は一應この方面に關する我國現時の家庭道德を考へてみる必要がある。我國に於ては兄公と弟妻、夫弟と兄嫂との間に遠嫌防淫等に關して道德上特に説かれてゐることを見ない。我國に於ても昆弟の妻はその夫の長幼の序に従ひ、配偶者が年長なればその妻が夫の昆弟に比し年少なりと雖も夫に従つて長とされ、配偶者が年少なれば、妻が夫の昆弟に比し年長なりと雖夫に従つて少とされる。故に兄妻は夫弟にとつて義姉であり、弟妻は兄公にとつて義妹である。而して夫の兄は弟妻にとりて義兄であり、夫の弟は兄妻にとりて義弟である。その間には各々兄弟姉妹の長幼の秩序による道德が行はれ、その間に遠別杜漸の道あるべきことを特説されることはない。

然るに支那上代に於てこのことあるは如何なる理由によるのであらうか。先づ第一に、支那に於ては古來男女有別の嚴守といふ事が極端に迄説かれるといふ事を考へてみなければならぬ。このことに關し經典に説かれてゐるものは實に枚擧に遑がない程であるが、今禮記に見えてゐる一端を擧げてみれば次の如くである。

#### 一、坊記

×男女無媒不交。無幣不相見。恐男女之無別也。

×禮非祭男女不交爵。

× 男女授受不親。

× 姑姉妹女子子已嫁而反。男子不與同席而坐。

二、内則

× 非祭非喪不相授器。其相授則女受以篋、其無篋則皆坐奠之、而后取之。外内不共井、不共湔浴、不通寢席、不通乞假、男女不通衣裳云云

三、曲禮

× 男女不雜坐。不同櫛櫛。不同巾櫛。不親授。嫂叔不通問。諸母不漱裳。外言不入於梱。內言不出於梱。女子許嫁纓、非有大故不入其門。姑姉妹女子子已嫁而反兄弟弗與同席而坐。弗與同器而食。……男女非有行媒不相知名非受幣不交不親。

かくの如く、餘りにも微細に互り程度を過ぎて苛酷と思はれる程迄男女の有別なるべきことが説かれるのは、一つは男女の道なるものが、本性的に亂倫に陥る惧れを多分に藏してゐるからであることは言ふ迄もなからうが、一體支那に於ては一般的に名分による差別的道德と言ふことが極めて嚴格に主張されるといふ特異性がある。例へば政治的社會的階級の如何によつて、他と差別ある特殊の道德、禮儀、家屋、調度、服飾等が存すること、又存すべきこと主張されると同じ精神を以て、社會生活家庭生活の萬般に互つて、名と分、名と實との合致、即ち名に應ずる節度分限の實際的調和確守といことが道德の絶對境であり、禮の極致であるとされる如きこれである。されば男女間の道德を云爲する場合に於ても、さういふ精神を以てその差別的方面が特に強調され、名位と實際との一致と言ふことがやかましく論ぜられることとなる。これ男女有別の極説さるゝ原因の一でありやがて嫂叔遠別の力説さるゝ一因であらう。

第二に、支那に於いては特殊なる家族制度、家族構成様式が存在するといふことである。このこと存在は必然的に男女間に於ける正しき道德の嚴格なる實踐を要求する。即ち支那に於ては、大家族主義であつて、實際に於ては記傳の記

述と相違があり、範圍も狭小ではあらうが、兎に角大功親に至る迄を同門共財の親と稱するといふ事があり、同宮異室とはいへ、少くとも親昆弟に於ては、兩親在世中はその配遇著と共に共同生活を營むといふことがあるのであるから、排行を同じうし又は年齢相亞たる同姓異姓の女子及多數の妾が、大門内、同一都宮中に同棲することが實際ありうべきことなのである。従つてそれらの女性と同族の男性との間に於ける亂倫淫逆を防ぎ統制融和を實現せんためには、寧ろ微細煩瑣に過ぎると思はれる程の配慮と嚴正苛酷と見ゆる迄の道德的桎梏とを必要とすることは當然である。茲に於てか前掲の禮記の文の如きことに迄互るところの豫防的配慮が要求され、甚だしきに至つては孟子離婁篇に見える、

淳于髡曰、男女授受不親、禮與。孟子曰禮也。嫂溺則援之以手乎。曰嫂溺不援、是豺狼也。男女授受不親、禮也。嫂溺援之以手者、權也。

と言ふ如き種類のことも（こゝの場合の趣意はさういふところにないにせよ）眞面目に論ぜられることゝなるのである。故にかゝる状態から思ひを進める時、服制上に於て、兄嫂と夫弟、兄公と弟妻との間が無服である如きことは、別嫌防淫の立場から考へて寧ろその當然至極なることに氣附くのであり、又若しこれらの者の間にこの程度位の配慮がないとすれば、却つて我々は服制が家族制度上、家族生活上に担当する倫理的指導性の存在を認めることが出来なくなるのである。

以上によつて自分は兄公と弟妻、夫弟と兄嫂との間の無服なるを屬續のなきこと及び遠別防淫の爲の二つにその因山を求めたいと思ふのである。

異姓來嫁者としては上述の母名、婦名を有する者以外に庶母、慈母についても、論じなければならず、又その他名服の範疇に入る者に外親、及び乳母があるのであるが、今は以上に止めることゝする。